

千葉県報

定例
令和6年10月15日

主要目次

- 公安委員会告示
指定講習機関の変更の届出
公告
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）
特定調達公告
入札公告
- 一
一
三

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第39号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。

令和6年10月15日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英利

特定講習の種類別	指定講習機関の名称	変更に係る事項		変更年月日
普通免許に係る初心者運転者講習	津田沼自動車教習所	代表者の氏名	変更前 佐野 博久	令和6年1月31日
		変更後	佐野 洸平	

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年十月十五日

届出の概要

千葉県知事 熊谷 俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

木更津市江川複合施設

木更津市江川字下沼五四番一〇ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉

東京都港区芝浦一丁目二番三号

3 変更前の大規模小売店舗の名称

（仮称）木更津市江川複合施設

4 変更後の大規模小売店舗の名称

木更津市江川複合施設

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

未定

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社おどや 代表取締役 佐生基ほか

館山市北条二、六一七番地ほか

7 変更年月日

（一）大規模小売店舗の名称

令和五年五月十九日

（二）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和五年四月二十八日及び同年五月十日

二 届出年月日

令和六年一月二十四日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年十月十五日

届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

千葉県知事 熊谷 俊人

第 1 3 9 8 2 号			千	葉	県	報	令和 6 年 10 月 15 日（火曜日）	
5	変更年月日	令和五年三月一日及び令和六年三月一日	ライフガーデン茂原 茂原市六ツ野字八貫野二、七八五番地一ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社カスミ 代表取締役 塚田英明ほか					
	届出年月日	令和六年五月一日	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課	大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら勝浦店 勝浦市部原字原田一、〇六二番地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉ほか 東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠ほか 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号ほか					
	届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠ほか 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号ほか 令和五年四月一日					
	届出年月日	令和六年一月二十四日	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び勝浦市観光商工課					
3	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び勝浦市観光商工課	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
	届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人	大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデン新浦安 浦安市富岡三丁目三番一七号ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東京センチリー株式会社 代表取締役 馬場高一 東京都千代田区神田練堀町三番地 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 サミット株式会社 代表取締役 服部哲也ほか 令和五年三月一日					
	届出年月日	令和六年一月二十四日	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課					
	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
	届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人	大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら勝浦店 勝浦市部原字原田一、〇六二番地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉ほか 東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠ほか 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号ほか					
2	届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人	大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら勝浦店 勝浦市部原字原田一、〇六二番地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉ほか 東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠ほか 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号ほか					
	届出年月日	令和六年五月一日	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び勝浦市観光商工課	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
	届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人	大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら勝浦店 勝浦市部原字原田一、〇六二番地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉ほか 東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠ほか 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号ほか					
	届出年月日	令和六年五月一日	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
1	届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人	大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら勝浦店 勝浦市部原字原田一、〇六二番地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉ほか 東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠ほか 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号ほか					
	届出年月日	令和六年五月一日	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
	縦覧場所	千葉県商工労働部経営支援課及び勝浦市観光商工課	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					
	届出の概要	千葉県知事 熊谷 俊 人	大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら勝浦店 勝浦市部原字原田一、〇六二番地ほか 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 西野敏哉ほか 東京都港区芝浦一丁目二番三号ほか 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社しまむら 代表取締役 鈴木誠ほか 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号ほか					
	届出年月日	令和六年五月一日	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月十五日から令和七年二月十七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年十月十五日					

特 定 調 達 公 告			
「この特定調達公告中に掲載される入札公告は、MTCOに属する公共調達に属する建設の項目を意味するものとする。」 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和6年10月15日 千葉県知事 熊 谷 俊 人 1 入札に付する事項 (1) 購入等件名及び数量 災害対応職員用備蓄食料ほか 一式 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期限 令和7年3月21日 (4) 履行場所 千葉県知事が指定する場所 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、契約希望金額（課税事業者は消費税及び地方消費税を含んだ金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるように用いる計算上算出された金額）を入札書に記載すること。 (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。 (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。 (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区市場町1番1号 千葉県総務部管財課調達指導班 電話043（2233）2096 (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-			(3) 入札説明書の交付期間 令和6年10月15日から11月11日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年11月26日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年11月26日午後5時 (5) 開札の日時及び場所 令和6年11月27日午前10時 千葉県庁中庁舎6階総務部管財課入札室 4 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (2) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 免除 イ 契約保証金 千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2。以下「財務規則」という。）第99条の規定によるものとする。 (3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県知事から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (4) 入札参加資格の確認 ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年11月11日午後5時 (イ) 提出先 3（2）電子入札システムのURLに同じ。 イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3（1）に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 (ア) 提出期限 令和6年11月11日午後5時 (イ) 提出場所 3（1）に示す場所 (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。 (6) 契約書の作成の要否 要 (7) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県知事が判断した入

令和6年10月15日（火曜日）

第13982号

札者であって、財務規則第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 (9) その他 詳細は、入札説明書による。 5 Summary (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Emergency food supply including cooked staple foods, side dishes and 500ml bottled water for disaster response staff (1set) (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 26 November, 2024 (3) Contact point for the notice: Property Management Division, General Affairs Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-2096	
--	--

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉県中央区市場町一番一号 千 葉 県
購読申込先 〇四三(二二三)二六五八